

財務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
165	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌年度)事務手続に付係る、逐付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	繰越(翌年度)事務手続については、「繰越(翌年度)事務手続の一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌年度)事務手続の簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌年度の承認手続における申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調書及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続が異なる。支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。	本来提出不要な書類(図面、工程表、経緯書など)の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続の迅速化が図られる。	財政法第14条の3、繰越(翌年度)事務手続の一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱	財務省、農林水産省	広島市、広島県			福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎県	○当市では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされると、今後同様の支障が予想される。 ○当県においても、農業集落排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。	繰越事務手続の迅速化に向けて、繰越事務手続の現状を調査した上で、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいります。	繰越事務手続の現状調査及び関係省との調整を早急に行い、本来作成・提出が不要な地図、工程表その他の添付書類の撤廃など、事務の簡素化を徹底し、繰越事務手続の迅速化をお願いしたい。	
179	B	地方に対する規制緩和	その他	農林水産省所管の国庫補助事業に係る交付金交付に際して、財産処分承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付すること」と規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととする。	国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処分を承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。本県では、平成17年に国のバイオマスの環つくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により提案を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を目的とするところ、国庫補助金を財源とする間接補助金の交付事務を行った都道府県や市町村が、間接補助事業者からの納付がない場合に、自己負担をして国庫補助金相当額を国に納付しなければならないとする条件は、法の目的に照らして必要な限度を超えている。特に、国が全国へ波及させることが必要と判断した戦略的・先駆的な施策に関する補助事業は前例に乏しく、経済動向等に左右されることも多いため、間接補助事業者への適切な管理監督がなされていたとしても、事業に行き詰まるリスクを伴う場合があり、都道府県や市町村は積極的に当該補助事業を実施することができない、こうした状況から地方を解放する効果は極めて大きい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条	財務省、農林水産省	栃木県			茨城県、川崎市、富士市、徳島県	—	御指摘の補助金については、間接補助事業者の財産処分にあたって、間接補助事業者が補助事業者に承認を求め、補助事業者が承認に先立ち国に承認を求めるとしているが、補助条件を承継する場合等一定の条件を満たす場合を除き、処分財産の国庫補助金相当額について国庫納付がなされることを承認の前提条件としており、財産処分にあたっては、補助事業の申請から交付、監督といった実施手続きの状況をよく吟味した上で対応する必要があることから、各々の事業の性質を踏まえ、関係機関と協議を行いつつ、適切に対応してまいります。	本提案は、財産処分において国庫補助金相当額の納付を条件とする一般的な運用を否定するものではなく、補助事業者(地方公共団体)に補助事業の実施にあたり特例的に帰すべき事情がなく、間接補助事業者の事情により補助金相当額を回収することができなくなったような場合にも、補助事業者(地方公共団体)に国庫補助金相当額納付の負担を求める運用の不正さを問題視している。このような運用は、補助金の不正な使用の防止等を目的とする補助金等適正化法の趣旨を超えるものであるだけでなく、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行うてはならないとする地方財政法の趣旨からも疑問がある。また、今後も同じような運用が繰り返されるとなると、地方公共団体が予測困難な財政上のリスクにさらされることとなり、国庫補助事業の活用を萎縮させることにもなりかねない。このため、国の間接補助事業において地方のみが不正な負担を強いられることのないよう、間接補助事業者から納付がなければ補助事業者(地方公共団体)に国庫補助金相当額の納付を求めないこととするなど、公正なリスク分担のルールを、財産処分の承認基準や各補助事業の要綱等で明確化することが必要である。	

財務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				ご提案の繰越事務手続きの簡素化については、支障事例と比較されている特定環境保全公営下水道事業と同様、既に各都府県に対して繰越事務の委任がされているところである。繰越事務が迅速かつ適正に行われるよう農政局及び各都府県へ周知を図ってまいりたい。	5【財務省】 (5) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。 【措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)】 (関係府省:農林水産省)	通知	2020年9月27日	「地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について」(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)	
		【全国知事会】 間接補助の国庫補助金等を交付するにあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を附する場合は、地方に負担を過度に転嫁する条件を附することがないようにすべきである。		第1次回答で回答したとおり、財産処分承認に際し付す国庫納付等の条件は財産処分承認の前提条件であり、提案のような規定を設けることは適当でない。 間接補助事業は、補助事業者が自らの責任で行う助成金の交付について国の補助金をその財源とするものでもあり、負担を転嫁するという指摘は必ずしも当たらないと考える。 なお、財産処分にあたっては、各々の補助事業の申請から交付、遂行、監督、事業運営等の状況をよく吟味した上で、補助事業者等の関係機関の理解が得られるよう、丁寧に協議を行ってまいりたい。	5【財務省】 (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)	通知等	令和3年3月	「補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について」(令和3年3月31日付け2号第2731号) 補助事業者自身の負担により国庫納付する義務を負うことのないよう措置する旨、農林水産省大臣官房参事官(経理)から各農政局長等へ通知。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足 資料
240	B	地方に 対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害査定に おける実地 査定との差 及びWeb査 定方式の構 築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。机上査定的手法として、Web査定の方法を構築すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。 激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。 一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。 【支障】 実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	財務省、農 林水産省、 国土交通省	兵庫県		八尾市、倉敷市、宍粟市、福同県 ○令和元年台風19号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が3,000万円以下に引き上げられ、被災箇所216件中156件(72%)が机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は28件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。 ○平成30年7月豪雨や、平成30年台風第21号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。	【財務省】 災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定のために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことができることとしている。 財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施を検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調整をしていきたい。 【農林水産省】 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。 一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じた個別に協議することで、現行においても対応可能である。 また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。	実地査定では、現場間等の移動に時間を要することから、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、複合的に被災自治体の準備が負担となっていることから、複合的に被災自治体による実地査定に代わり、机上査定を基本とする考えを検討いただきたい。 「設計変更手続きが増えている状況も見受けられること」を理由に、机上査定が必ずしも効率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加するものであることから、実地調査より机上査定が非効率的だという証左とは言えないと考える。(ちなみに、本県の実績として平成30年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたことによる設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。(全体の発生率:12.3%、実地査定から机上査定になった工事:11.2%) また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、ドローン等による動画記録や三次元計測データ等、IoT技術を活用すれば実地査定と同等以上の状況把握は可能と考える。 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合、災害査定を被災現場で実施するために、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。 再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることから、Webによる査定方式を早急に構築することが求められる。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>		<p>【財務省】 災害復旧事業については、民生の安定をできるだけ速やかに実現することが重要であり、通常の補助に比べて補助率を高くし、復旧事業の進捗を速めたりするなど、特別の助成制度が講じられている。このようになりの額の国費が投入され、また特別の助成措置が取られている災害復旧制度の運用はとりわけ、制度の趣旨に即して、厳正、かつ、公平に、また効果的に実施されることが求められている。 こうしたことから災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業の決定のために査定にあたり、制度の趣旨を踏まえつつ現地調査を原則としているものの、申請者側の事務負担をできる限り軽減し、事務簡素化に資するよう、申請額が主務省に定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことを可能としている。 財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。</p> <p>【農林水産省】 「災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確實かつ効率的に作成することは難しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合であってもメール等により行うことも可能である。と前回回答させていたところであるが、負担法及び暫定法の趣旨を踏まえた災害復旧制度の安定的な維持と申請者側の負担軽減の重要性に鑑みれば、農水省は基本的に災害制度を所管している他の省庁と考え方は同様であり、他省庁と連携しながら、技術革新を踏まえたドローンの活用、災害申請用の写真撮影やデータ活用等、効率的な査定事務の在り方について検討していくとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境を整えば、柔軟に対応していく予定である。</p> <p>【国土交通省】 災害査定は、査定方針に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上にて査定を行うことができる」とされています。これは、負担法が公共の福祉の確保を目的とし高率な国庫負担を行うことに鑑みれば、事業費算定の正確性の確保等とともに適正な予算計上の重要性から実地調査としている一方、申請者の事務負担軽減等の観点も考慮し、机上査定も可能としているものです。これらを踏まえこれまで、現場の状況等により申請者から相談があれば、300万円以上であっても机上査定とする対応もしているところです。また、被災箇所は多種多様であり、申請時の添付写真では被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断ができず、追加の写真撮影や現地を再度確認することがあるなど手戻りが生じることがあります。このため、机上査定で実施することが必ずしも効率的であるとは言えません。 さらに、大規模な被害が発生した場合は、「大規模査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に災害査定を完了することができています。 この他、現場の決壊など、早急に対応が必要なときは、被災状況の記録を残した上で、工事実施後に災害査定を受けすることで国庫負担の対象となり、被害の状況に応じて迅速な工事着手ができる事業となっています。 一方、ドローン等の技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に準備できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施していますが、まだその件数は少ないことやドローンで確認できない部分の確認方法など、今後自治体の協力を得ながら試行を重ね、実施例を増やし課題抽出や有効性を確認しつつ、適正・公平かつ効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。合わせて、災害申請用の写真撮影やデータ活用、その他留意点等についても検討していく予定です。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境を整えば、柔軟に対応していく予定としています。</p>	<p>5【財務省】 (2)農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費負担法(昭26法) (1)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令3条)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年9月28日付国土交通省都市局都市安全課・港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災課事務連絡)] (ii)机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：農林水産省、国土交通省)</p>	<p>(i)対応方針記載のとおり措置済み(令和2年9月28日、10月6日)</p>	<p>(i)対応方針記載のとおり措置済み(令和2年9月28日付国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部整備課・治山課、水産庁漁港漁場整備部防災課事務連絡)</p>	<p>(i)対応方針記載のとおり措置済み</p>	
					<p>(ii)通知発出</p>	<p>(ii)通知発出済み 「公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針」の改正について(通知)(令和4年4月1日付国土交通省都市局長通知)、「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」の一部改正について(令和4年3月31日付港湾局長通知)、「公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正について(通知)(令和4年4月1日付水管理・国土保全局長通知)、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付農林水産省農村振興局長通知)、「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付農林水産省農村振興局長通知)、「林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付林野庁長官通知)、「林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」等の一部改正について(令和4年4月1日付林野庁長官通知)、「漁業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付水産庁長官通知)、「漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付農林水産省事務次官依命通知)、「農林水産省共同利用施設災害復旧事業事務取扱要領の一部改正について(令和4年4月12日付農林水産省事務次官通知)</p> <p>・机上査定の実施について(令和4年4月28日付国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官事務連絡、港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡、農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡、林野庁森林整備部整備課長補佐事務連絡、林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、水産庁漁港漁場整備部防災課林野庁水産施設災害対策室課長補佐事務連絡)</p>		<p>(ii)机上査定の実地について、災害復旧の迅速化に資するよう、農林水産省及び国土交通省の各担当部局が定める机上査定の実地調査を、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に、公共土木施設災害復旧事業費負担法の適用を受ける施設においては300万円未満から1000万円未満に拡大した。 また、机上査定の実地に当たって、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行ってきたWEB会議方式による机上査定を平常時にあっても選択可能とするともに、無人航空機を活用した画像や三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用を行うよう地方公共団体へ通知した。</p>	